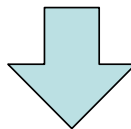


事業実施に向けた手続きの見直しに関する 議論のポイントと見直しの方向

議論のポイントと見直しの方向

【論点1】事業実施に向けた手続きの見直しの方向性

①事業実施に向けた手続きのあり方について、どのような方向で見直しを行うのか。



【見直しの方向】

- ・道路には、その役割・機能から、大きく分けて、広域的視点で整備する道路と地域的視点で整備する道路がある。
- ・広域的な視点で整備する道路については、整備することによって得られる、産業立地振興や地域活性化などの多様な効果や、地域に与える影響が、整備を行う地域に限定されことなく広範囲に及び、幅広い影響を生じさせることから、国民の理解と協力を得ていくことがより一層必要であり、広範な情報提供と全国的な観点からの議論、意思決定プロセスについての透明性・公正性・妥当性の確保などが強く求められる。
- ・地域的視点から整備する道路については、基本的な考え方は同様で、対象となる範囲が異なり、地域に即した議論、意思決定プロセスが求められている。

議論のポイントと見直しの方向

〔参考〕

（１）諮問理由（抜粋）〔H20.6.20 国土交通大臣→社会資本整備審議会会長〕

・・・幹線道路網の計画立案段階から供用後の管理を行う段階に至るまでの一連のプロセスにおいて、意思決定の透明性・公正性・妥当性を確保し、国民の理解と協力を得ていくことが強く求められている。

こうした状況を踏まえ、一連のプロセスにおける意思決定の透明性・公正性・妥当性を確保しつつ、効率的かつ効果的に幹線道路網の整備・管理を進める観点から、その整備・管理のあり方について、幅広い観点で検討を進めることが必要である。

（２）国土交通大臣の発言〔H20.3.28 記者会見〕

全国的な自動車交通網を形成する次の路線については、路線指定や区間指定など手続きの節目節目で社会資本整備審議会（道路分科会）に諮るとともに、そのうち重要な事項については、国幹会議に報告する方向で、手続きを定めることとする。

- ①高規格幹線道路のうちの一般国道自動車専用道路
- ②高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路
- ③高規格幹線道路を補完する広域的な機能を有する地域高規格道路

議論のポイントと見直しの方向

【論点2】整備による効果や影響が大きく、透明性の向上が求められるネットワーク

- ①一般国道自動車専用道路
- ②高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路
- ③その他、広域的な機能を有する地域高規格道路
 - ・広域的な機能とは何か
 - ネットワーク形状(高規格間を連絡するもの、複数県に跨るもの 等)
 - 果たすべき役割(通過機能を担う自動車専用道路 等)
 - 事業規模(延長 等)



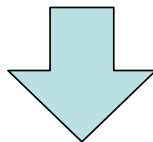
【見直しの方向】

- ・一般国道自動車専用道路は、高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であることから、高速自動車国道と同等の内容について審議する。
- ・高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路は、高速自動車国道の機能を当面代替する路線であることから、高速自動車国道と同等の内容について審議する。
- ・その他、広域的な機能を有する地域高規格道路については、高規格幹線道路に準じた手続きを設ける。

議論のポイントと見直しの方向

【論点3】 審議する段階

- ①ルート・構造規格の具体化段階（基本計画段階）
- ②事業化段階（整備計画段階）



【見直しの方向】

・高速自動車国道は、計画から事業化に至るまで、「基本計画」、「整備計画」の各段階で、国幹会議の議を経て、国土交通大臣が決定しており、それ以外の高規格幹線道路についても、基本計画及び整備計画を決定する段階で、社整審（道路分科会）の議を経て、国土交通大臣が判断する必要がある。なお、社整審（道路分科会）に諮るもののうち、高速自動車国道について審議する上で関連する事項については、適宜、国幹会議に報告する必要がある。

議論のポイントと見直しの方向

【論点4】 審議する内容

①ルート・構造規格の具体化段階（基本計画段階）

②事業化段階（整備計画段階）

各段階で、どのような内容について審議すべきか。



【見直しの方向】

- ・基本計画段階では、主に、路線・区間の必要性や構造規格の妥当性について審議する。
- ・整備計画段階では、主に、ネットワークの効率的整備の観点からの優先度や新規採択時の評価等について審議する。
- ・また、高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路は、緊急の課題を有する一般国道のバイパスとして整備されるものであることから、緊急性・優先度等についても審議する。
- ・地域の土地利用状況との関係など、地域の事情を踏まえた道路計画についても議論するため、全国的な観点からの議論だけではなく、それぞれの地域においても議論する必要がある。

議論のポイントと見直しの方向

【論点5】 地域の意見の反映

(頂いたご意見)

- ・道路計画と面的な計画、若しくは国の考えと地方、住民の考えを双方向で調整できる計画の組み立て方を考える必要がある。
- ・地方からの要望になかなか応えられない事情があり、公平感、納得感がないと進めていくことが難しい。そのためには地域の意見を聞く場をシステムの中に確保していくことが重要である。
- ・今でも構想段階のPIということで、積極的な取り組みが進められているので、地域の人たちの声を反映させる手続きを大事にして欲しい。

【論点6】評価の仕方について

(頂いたご意見)

- ・事業は事業評価で評価しているが、ネットワークとしては評価していない。そういうことが抜けていたということをはっきりしたほうがよい。
- ・需要推計では交通量が少ない地域でも、国土政策や観光振興といった要素もあるということを考えながら進めて欲しい。

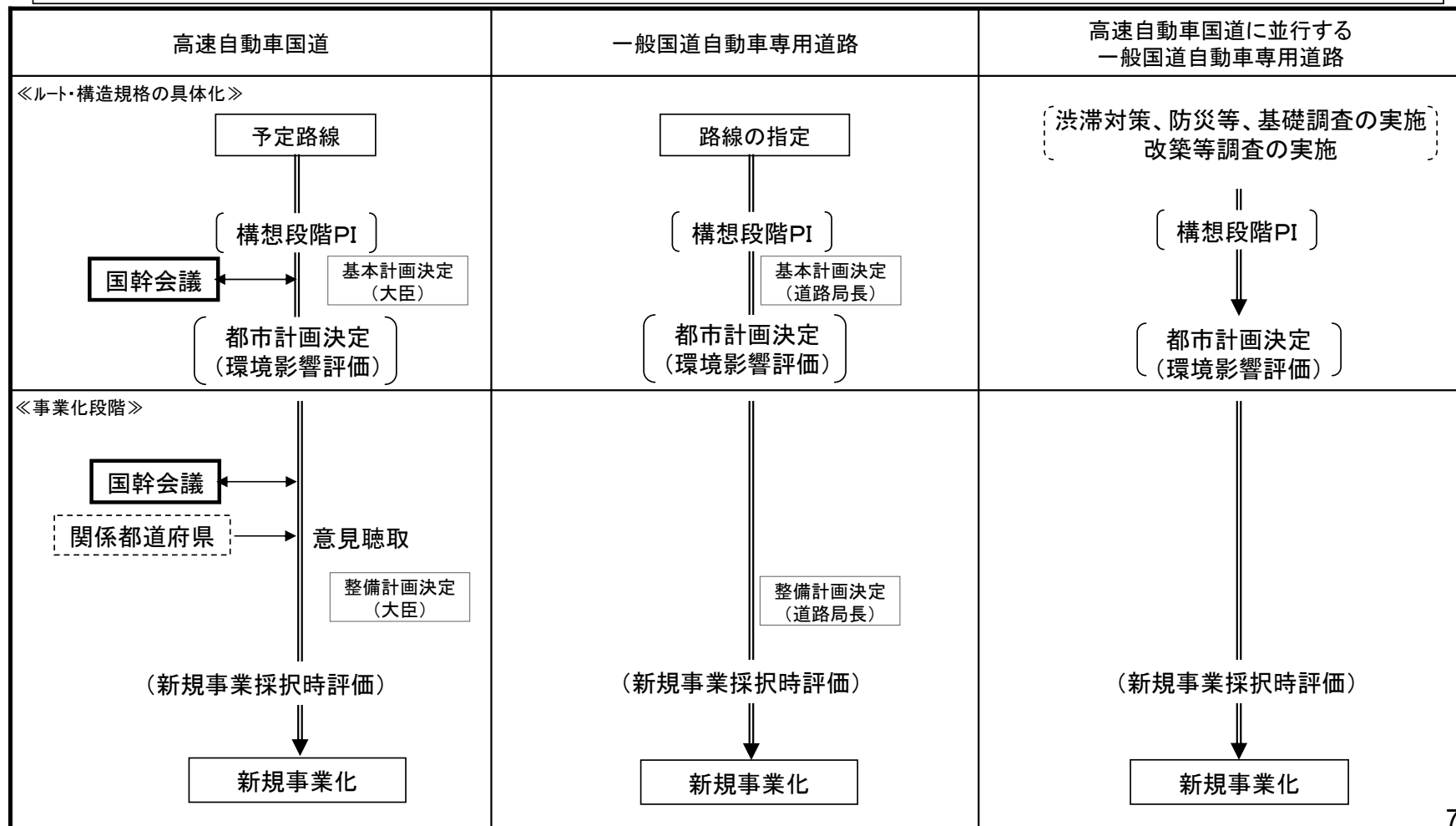


【見直しの方向】

- ・地域の事情に関する意見交換を図るため、地域住民との対話の機会をどのように確保するのかについても検討するべきである。
- ・交通量だけでなく、国土政策の観点も踏まえた必要性についての評価も必要である。
- ・事業単位の事業評価だけでなく、道路の役割・機能に応じた評価の方法が必要である。

(参考) 高規格幹線道路等の現在の手続き

1. 高速自動車国道は、基本計画、整備計画の策定について、国土開発幹線自動車道建設会議（以下、国幹会議）の議を経て、大臣が決定している。一般国道自動車専用道路等については、現在、第三者機関における審議はなされていない。



(参考)高規格幹線道路の現在の手続き（各段階での審議事項）

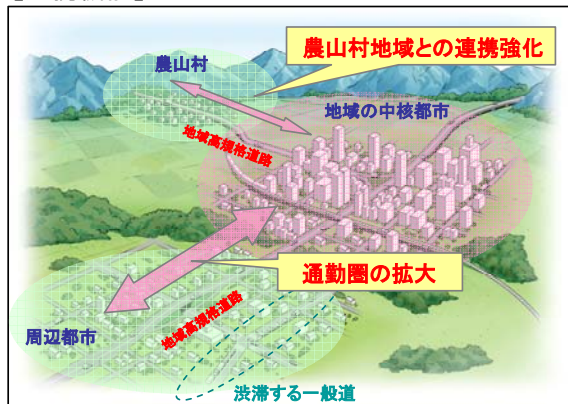
1. 高規格幹線道路は、基本計画、整備計画を策定しながら、事業実施に向けた手続きを進めている。

	決定事項	
	高速自動車国道	一般国道自動車専用道路
基本計画	1. 建設線の区間 2. 建設線の主たる経過地 3. 標準車線数 4. 設計速度 5. 道路等との連結地 6. 建設主体	1. 一般国道路線名 2. 区間及び概略延長 3. 経過する主要市町村名 4. 構造規格(標準車線数、設計速度)
整備計画	1. 経過する市町村名 2. 車線数 3. 設計速度 4. 連結位置及び連結予定施設 5. 工事に要する費用の概算額 6. その他必要な事項	1. 一般国道路線名 2. 区間及び延長 3. 経過市町村名 4. 構造規格(車線数、種級区分、設計速度、幅員) 5. 連結位置・連結予定施設 6. 工事に要する費用の概算額

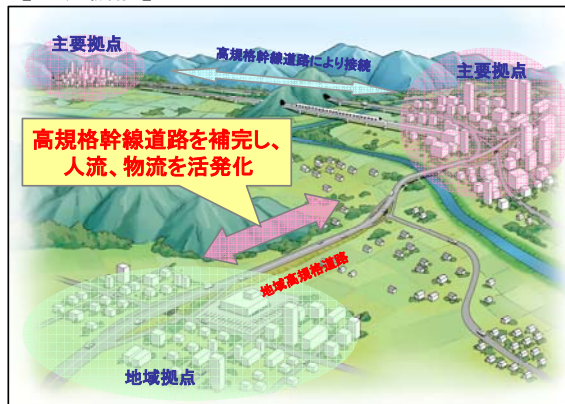
(参考) 地域高規格道路について

1. 地域高規格道路は、高規格幹線道路網を補完し地域相互の交流促進等の役割を担う道路であり、具体的には以下の3つの機能を確保するため、地域の実情を踏まえながら、概ね60km/hの旅行速度の確保を目指す。
 - 1) 通勤圏域の拡大や都市と農山村地域との連携の強化による地域集積圏の拡大を図る
 - 2) 高規格幹線道路を補完し、物資の流通、人の交流の活性化を促し地域集積圏間の交流を図る
 - 3) 空港・港湾等の広域的交流拠点や地域開発拠点等との連絡を図る
2. 構造規格は、沿道の土地利用状況や交通特性など地域の事情に合わせて、沿道のアクセスをコントロールするタイプや、サービス速度を確保できる場合は、コスト縮減などの観点から、現道の活用や平面交差を設けることなどができる。

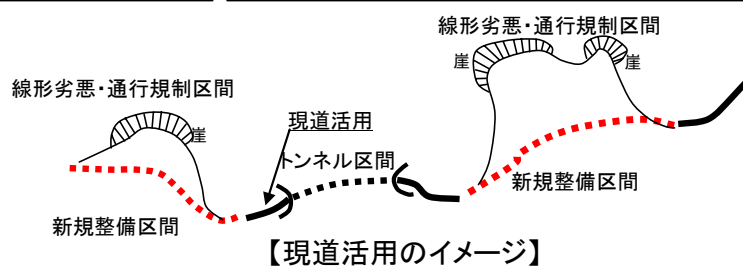
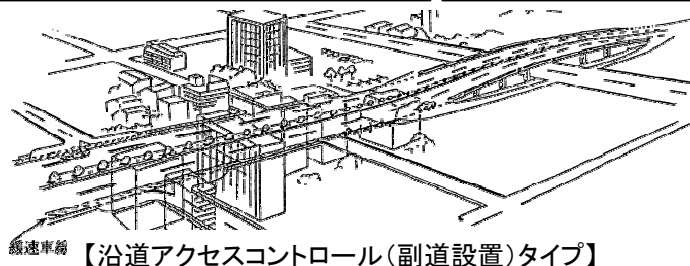
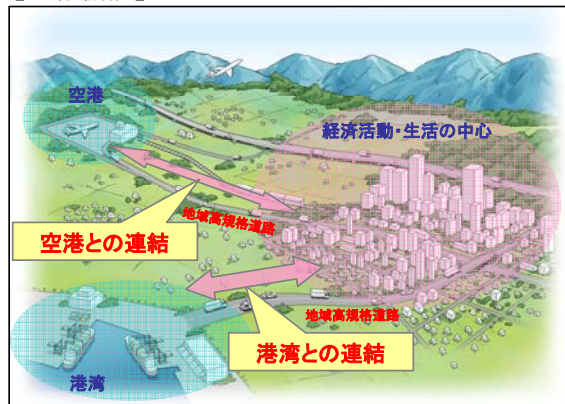
【連携機能】



【交流機能】



【連結機能】



(参考) その他の道路の現在の手続き

1. 地域高規格道路は、調査区間や整備区間を指定しながら、都市計画決定や新規事業採択時評価など、所要の手続きを経て、事業を実施している。
2. その他の一般国道等についても、都市計画決定や、新規事業採択時評価など、所要の手続きを経て、事業を実施している。

